

安中市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の発展において市内の中小企業の振興が果たす役割の重要性を踏まえ、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等について明らかにするとともに、市内の中小企業の振興に関し本市の施策の基本となる事項を定めることにより、市内の中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

主な内容：この条例の目的を記載しています。市内中小企業の振興が、地域経済の発展に果たす役割の重要性を踏まえ、市の責務や中小企業や関係機関の努めるべき事項を明らかにすることを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者若しくは同条第5項に規定する小規模企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合若しくは同条第4号に規定する企業組合であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づいて設立された商工会その他の市内における産業の振興を図ることを目的とした団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。

主な内容：この条例で使用する用語を規定しています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力並びに法令の遵守の下に推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、経済団体、大企業者、金融機関及び市並びに市民が中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

主要内容：中小企業の振興のため、推進されるべき事項を示しています。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者に対する支援を行うよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、群馬県、経済団体、金融機関その他の関係団体との緊密な連携を図るものとする。

4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供、物品の購入その他の調達に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

- (1) 予算の適正な執行
- (2) 透明かつ公正な競争の確保
- (3) 適正な履行の確保
- (4) 適正な品質の確保

主要内容：中小企業の振興に関しての市の役割を規定しています。

(基本的施策)

第5条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営基盤を強化し、技術力を高度化するための施策
- (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給を図るために必要な金融支援施策
- (3) 中小企業者の創業及び新たな事業展開の促進を図るための施策
- (4) 意欲のある中小企業者が持てる能力を発揮し、活力ある成長発展を図るための施策
- (5) 中小企業者の事業の承継及び持続的な発展を図るための施策
- (6) 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成を図るための施策
- (7) 中小企業の従業員が安心して働くことができる労働環境を整備するための施策

主な内容：条例の目的を達成するため、市が講ずべき基本的施策について規定しています。

(中小企業者の役割及び努力)

- 第6条 中小企業者は、社会的環境の変化に対応し、その事業の持続的な発展を図るため、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、技術の継承、人材の育成、雇用の促進、従業員の福利厚生の実施及び後継者の育成に取り組むよう努めるものとする。
 - 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
 - 4 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、経済団体に加入するよう努めるものとする。
 - 5 中小企業者は、自然災害の発生時における事業の継続的な遂行のため、事業継続計画の策定に努めるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、中小企業者の役割や努力義務について規定しています。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者の経営の革新、経営基盤の強化等のため、経営相談その他の各種支援を行うとともに、関係機関と連携し、中小企業者の育成及びその事業の持続的な発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、経済団体の役割について規定しています。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、市民の協力等について規定しています。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、地域経済の発展において、中小企業の振興が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員として、中小企業者と協力し、地域貢献及び魅力あるまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、大企業者の役割について規定しています。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、中小企業の振興が市民生活の安定及び向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを理解し、中小企業者が経営の革新、経営基盤の強化等を図ることができるよう、円滑な資金の供給、経営相談等の支援に努めるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、金融機関の役割について規定しています。

(関係者との協議)

第11条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

主な内容：条例の目的を達成するため、市が必要に応じて、協議の場を設けることを規定しています。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

主な内容：条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の施行日：この条例の公布日及び施行日は、令和2年3月17日です。